学校施設等の重要インフラの緊急点検　補足作業シート等作成要領

１．点検内容

今般の「重要インフラの緊急点検」及びこれまで「学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（平成27年10月30日付27文科施第375号）等において求めている点検（建築基準法第12条に基づく調査及び点検。以下「建築基準法点検」という。）又は建築基準法点検と同程度の専門的な点検※１（以下「建築基準法点検等」という。）で点検する項目のうち、特に災害発生時に落下・倒壊等により人的被害が懸念される屋根や外壁、天井等の劣化及び耐震性の有無等について点検を実施する。

※１：本調査では、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成２７年３月文部科学省。以下「ガイドブック」という。）第５章に示す点検チェックリスト（学校設置者編）（以下「点検チェックリスト」という。）に基づく専門家による点検等を指す。

　　　URL　：　http://www.mext.go.jp/a\_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

２．点検対象校※２、※３、※４

私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の施設

※２：休校中の学校や分校も対象とし、廃校や帰還困難区域等内に設置されている学校は除く。

※３：「学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（平成27年10月30日付け27文科施第375号）の「1.建築基準法に基づく法定点検の実施について」の(1)による調査又は点検（以下、「建築基準法点検」という。）の義務づけがない学校も調査対象とする。

※４：児童生徒等が日常的に利用しない施設や職員宿舎は対象外とすることができる。

３．点検基準日

平成30年10月31日

４．提出期限

平成30年11月5日12時（厳守）

５．作業の流れ

（１）各都道府県より、私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を設置する法人に対して、補足作業シートの作成を依頼。

（２）法人から都道府県へ補足作業シートの提出

（３）都道府県において各法人から提出された補足作業シートを一つの表にとりまとめ。

（４）一つの表にとりまとめた補足作業シートの結果が、とりまとめシートに反映されていることを確認

（５）とりまとめシートの学校数等に誤りがないかを確認の上、「学校施設の緊急点検の実施について（依頼）」（平成30年10月19日付け30施参事第38号）の提出シート（以下「提出シート」という。）へ転記

（６）都道府県から補足作業シート、とりまとめシート及び提出シートを６．に示す提出先へ提出

６．提出方法・提出先

都道府県において、各法人から提出された補足作業シートを一つの表にまとめ、当該表の数値がとりまとめシートに反映されていることを確認の上、以下のとおり提出する。

提出先：高等教育局私学部私学助成課助成第二係

（メールアドレス）josei2@mext.go.jp

件名：【○○】学校施設の緊急点検

添付ファイル名：（提出シートの電子ファイル）

【○○】学校施設の緊急点検.xlsx

（補足作業シート及びとりまとめシートの電子ファイル）

【○○】学校施設の緊急点検（補足）.xlsx

※○○には、都道府県名を記入する。

７．補足作業シート記入作業の流れ

補足作業シートの作成に当たっては、別紙に示すフローの流れで作業を行い、各欄は８．に示す記入要領及び記入例に基づき、入力する。

８．補足作業シート記入要領

|  |  |
| --- | --- |
| 項目番号 | 記入要領 |
| ①都道府県名  ②設置者名  ③学校種別  ④学校名 | 該当する都道府県名、設置者名、学校種別、学校名を記入する。 |
| ⑤過去3年以内の建築基準法点検等の状況 | 過去3年以内に、学校内の施設について、１棟でも建築基準法点検等を実施している場合は「点検実施」を、建築基準法点検等を実施した施設がない場合は「点検未実施」を記入する。  なお、学校内の施設全て（児童生徒等が日常的に利用しない施設や職員宿舎を除く）が、新築、改築後間もない場合は「点検実施」を記入する。 |
| **以下の項目は、⑤において「点検実施」と回答した場合には必ず回答すること。** | |
| ⑥劣化等の有無 | 建築基準法点検等を実施し、その結果、当該学校の施設が、「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」（平成20年3月10日付国土交通省告示第282号）別表（以下「別表」という。）や、点検チェックリストの項目を確認し、以下の⑦屋根・屋上、⑧外壁、⑨天井、⑩内部、⑪敷地・地盤、⑫避難施設等、⑬その他の記入欄のいずれかに「○」を記入した場合は「有」を記入する。⑦屋根・屋上、⑧外部、⑨天井、⑩内部、⑪敷地・地盤、⑫避難施設等、⑬その他の記入欄の全てが空欄の場合は「無」を記入する。 |
| ⑦屋根・屋上 | 以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。  ・建築基準法点検項目※3(2)～(4),(7)で要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合  ※参考「建基法12条点検項目」を参照。以下同じ。 |
| ⑧外部 | 以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。  ・建築基準法点検項目2(6)～(18)で要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合  ・点検チェックリスト点検項目Ⅲ又はⅣ(1)～(7)（ガイドブックP38,39）で専門家により是正が必要である旨の評価がなされ、点検基準日時点で是正が行われていない場合 |
| ⑨天井 | 以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。  ・建築基準法点検項目4(24),(25),(34)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合  ・点検チェックリスト点検項目Ⅰ(1)～(7)又はⅡ(1)～(3)（ガイドブックP37,38）において専門家により是正が必要である旨の評価がなされ、点検基準日時点で是正が行われていない場合 |
| ⑩内部 | 以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。  ・建築基準法点検項目4(6)～(10),(12)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合  ・点検チェックリスト点検項目Ⅴ(1)～(5)（ガイドブックP39）において専門家により是正が必要である旨の評価がなされ、点検基準日時点で是正が行われていない場合 |
| ⑪敷地・地盤 | 以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。  ・建築基準法点検項目1(8)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合 |
| ⑫避難施設等 | 以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。  ・建築基準法点検項目5(8),(15),(25)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合 |
| ⑬その他 | 以下の場合に「○」を記入し、該当しない場合は「-」を記入する。  ・建築基準法点検項目6(5)～(9)において要是正と判断され、点検基準日時点で是正が行われていない場合 |
| ⑭平成30年6月に提出した実施計画調査の非構造部材の対策事業との関連 | 平成30年6月に提出した実施計画調査「様式１」「様式２」で平成30・31年度に契約予定としていた非構造部材の対策事業のうち、⑦～⑬に○を付した劣化等に対する安全対策のための事業があれば、「様式1」及び「様式2」ごとに、その事業数及び補助対象事業経費の計を記入。（⑦～⑬に○を付した劣化等に対する安全対策のための事業でない場合は、非構造部材対策事業であっても本表には計上しないこと。）  なお、平成30年6月に提出した実施計画調査の「様式１」「様式２」において、複数の学校を一つの事業として計上していた場合には、按分し、それぞれの学校ごとに計上してください。 |
| ⑮平成30年6月に提出した実施計画調査に未計上の事業 | 平成30年6月に提出した実施計画調査に未計上の非構造部材の対策事業であって、平成30・31年度に、⑦～⑬に○を付した劣化等に対する安全対策のための事業の実施予定があれば、その事業数及び補助対象事業経費の計を記入。 |